



共通第11号様式（第17条第1項）

令和元年度（2019年度） 補助事業等実績報告書

令和2年（2020年）4月30日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

住 所 函館市神山3丁目56番2号

補助事業者等 団 体 名 函館市連合遺族会

代表者氏名 会 長 浜 野 幸 子

補助事業等の名称 函館市連合遺族会運営事業

令和元年（2019年）5月16日函福管をもって補助金等の交付の決定を受けた上記の補助事業等は、令和2年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告します。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 補助金等交付決定通知額 | 金575,000円 |
| 補助金等領収済額    | 金575,000円 |
| 補助金等領収未済額   | 金 0円      |

共通第2号様式（第7条第2項，第17条第2項）

補助事業等の実績書

|                   |                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請者の概要            | 設立年月日 昭和25年4月1日                                                                                                                                                                                       |
|                   | 構 成 員 157名                                                                                                                                                                                            |
|                   | 営む主な事業<br>・戦没者英霊の顕彰<br>・戦没者遺族の福祉の増進ならびに戦没者遺族援護事業<br>(処遇改善運動の推進)                                                                                                                                       |
| 補助事業等の<br>内 容     | 別紙「令和元年度（2019年度）事業報告」のとおり。                                                                                                                                                                            |
| 補助事業等の<br>実績による効果 | 戦後，遺族達は幾多の苦難の道を歩み，既に半世紀余が過ぎ，高齢化が進むなかで当時の語り部達も減少の一途を辿っています。<br>その一方で国難に殉じた戦没者に対する尊崇の心が忘れつつあることは誠に残念であり，遺族会として，尊い戦没者を無にすることなく，英霊顕彰事業を強力に実施した。<br>また，遺族の福祉の増進を図るため研修会の参加や，各関係行事等にも積極的に参加し意識の高揚を図ることができた。 |
| 備 考               |                                                                                                                                                                                                       |

- (注) 1. この様式は，補助金等の交付を申請し，または，これに係る実績報告する場合に使用すること。  
2. 補助事業等の内容は，詳細に記載すること。（別紙も可）  
3. 工事の施行を伴う場合は，その実施設計書および図面を添付すること。  
4. その他必要と認めた書類を添付すること。

# 令和元年度(2019年度) 事業報告

| 月             | 日  | 実施事業名                                    | 参加人員 | 開催場所         |
|---------------|----|------------------------------------------|------|--------------|
| 平成<br>31.4    | 23 | 函館教育大生との懇談会                              | 3    | 道教育大学函館校     |
| 令和<br>元年<br>5 | 11 | 函館護国神社例大祭・戦没者追悼慰霊祭                       | 30   | 函館護国神社       |
|               | 22 | 恵山地区遺族会(総会, 戦没者追悼式)                      | 9    | 恵山コミュニティセンター |
|               | 28 | 函館市連合遺族会(第1回役員会)                         | 12   | シエスタ函館       |
| 6             | 14 | 函館市連合遺族会(定時総会)                           | 25   | 湯の川「新松」      |
|               | 19 | 戸井地区遺族会(役員会)                             | 5    | 戸井支所会議室      |
|               | 22 | 旧陸軍墓地(陸上自衛隊草刈り奉仕, 献花)                    | —    | 船見町旧陸軍墓地     |
|               | 〃  | 南茅部地区遺族会(戦没者追悼慰霊祭)                       | 10   | 平和慰霊塔前       |
|               | 28 | 戸井戦没者慰霊碑(草刈り)                            | 1    | 慰霊碑周辺        |
| 7             | 5  | 戸井地区遺族会(総会・戦没者慰霊祭)                       | 5    | 宮川神社社務所      |
|               | 10 | 銭亀沢地区戦没者追悼式                              | —    | 大願時          |
|               | 21 | 湯川地区戦没者慰霊祭                               | 1    | 湯倉神社         |
| 8             | 15 | 全国戦没者追悼式(国主催)                            | 3    | 東京都(武道館)     |
|               | 〃  | 戦没者追悼平和祈願祭(函館市連合遺族会主催)                   | 45   | 函館護国神社       |
|               | 21 | 函館市戦没者追悼式(函館市主催)                         | 62   | 函館市総合福祉センター  |
|               | 29 | 北海道戦没者追悼式(道主催)                           | 6    | 札幌市(キタエール)   |
| 9             | 9  | 函館市連合遺族会(第2回役員会)                         | 12   | シエスタ函館       |
| 10            | 17 | 北海道連合遺族会(女性部長会議)                         | 1    | 登別市(第一滝本館)   |
|               | 18 | 全道女性部研修大会(北海道連合遺族会主催)                    | 7    | 〃            |
| 11            | 16 | 道連「全道青年部研修会」                             | —    | 札幌市          |
|               | 28 | 函館市連合遺族会(第3回役員会)                         | 18   | 四季海鮮「旬花」     |
| 令和<br>2年<br>2 | 12 | 函館市連合遺族会(女性部研修会)<br>・「記念講話」 大橋幸生函館護国神社宮司 | 32   | 湯の川「新松」      |
|               | 12 | 函館市連合遺族会「新年の集い」                          | 40   | 湯の川「新松」      |

補助事業等の収支決算書

収入の部

（単位：円）

| 項目     | 本年度予算額    |               | 本年度決算額    |               | 増減       |               | 内 訳     |
|--------|-----------|---------------|-----------|---------------|----------|---------------|---------|
|        |           | うち、<br>補助対象事業 |           | うち、<br>補助対象事業 |          | うち、<br>補助対象事業 |         |
| 補助金    | 725,000   | 725,000       | 725,000   | 725,000       | 0        | 0             |         |
| 函館市補助金 | 575,000   | 575,000       | 575,000   | 575,000       | 0        | 0             |         |
| その他補助金 | 150,000   | 150,000       | 150,000   | 150,000       | 0        | 0             | 相馬報恩会   |
| 会費     | 278,000   | 278,000       | 248,000   | 248,000       | △ 30,000 | △ 30,000      |         |
| 雑収入    | 153,000   | 125,000       | 160,547   | 157,547       | 7,547    | 32,547        | 参加者負担金等 |
| 繰越金    | 0         | 0             | 0         | 0             | 0        | 0             | 前年度繰越金  |
| 合 計    | 1,156,000 | 1,128,000     | 1,133,547 | 1,130,547     | △ 22,453 | 2,547         |         |

支出の部

（単位：円）

| 項目  | 本年度予算額    |               | 本年度決算額    |               | 増減       |               | 内 訳       |
|-----|-----------|---------------|-----------|---------------|----------|---------------|-----------|
|     |           | うち、<br>補助対象事業 |           | うち、<br>補助対象事業 |          | うち、<br>補助対象事業 |           |
| 事務費 | 136,000   | 108,000       | 166,704   | 163,704       | 30,704   | 55,704        | 通信費、印刷費、  |
| 会議費 | 125,000   | 125,000       | 129,188   | 129,188       | 4,188    | 4,188         | 総会、役員会等   |
| 事業費 | 722,000   | 722,000       | 656,079   | 656,079       | △ 65,921 | △ 65,921      | 慰霊祭費、研修費等 |
| 負担金 | 173,000   | 173,000       | 181,576   | 181,576       | 8,576    | 8,576         | 上部団体会費等   |
| 予備費 | 0         | 0             | 0         | 0             | 0        | 0             |           |
| 合 計 | 1,156,000 | 1,128,000     | 1,133,547 | 1,130,547     | △ 22,453 | 2,547         |           |

※収支差引額

0 円

※事務費の計、5,000円は補助対象外（慶弔費）

- （注）
1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
  2. 項目は、詳細に区分して記載すること。
  3. 金額の単位は、申請の場合「千円」、実績報告の場合「円」とすること。
  4. 内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
  5. その他必要と認めた書類を添付すること。

## 監 査 報 告

令和2年4月30日に、令和元年度（2019年度）函館市連合遺族会の一般会計および特別会計の会務の監査を執行したところ、業務および会計の現金出納簿、収入支出内訳簿、証ひょう書類について、いづれも適正に処理されていることを確認しました。

令和2年4月30日

監 事

森 玲子

監 事

石田 玲子

# 函館市連合遺族会会則

## 第1章 総則

### (名称及び事務所)

第1条 本会は、函館市連合遺族会と称し、事務所を会長宅に置く。

### (組織)

第2条 本会の会員は、函館市内に在住する戦没者の遺族を会員とし、遺族以外の賛助者を準会員として組織する。

### (目的)

第3条 本会は、市内在住の戦没者遺族同志が英霊の顕彰と、相互に協調を計り会員の福祉を増進すること目的とする。

## 第2章 役員及び代議員

### (役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長5名、監査2名、事務局長1名、会計1名、理事（常任理事も含む）

### (役員を選任)

第5条 会長、副会長、監事は総会の互選により選出する。その他の役員は会長が委嘱する。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を掌る。

4 事務局長、理事は会長の命を受け会の運営事務を処理する。

5 監事は、会計を監査し毎年1回総会前に帳簿、証拠書類、金銭の収支を調べ会議で報告する。

### (顧問、相談役)

第7条 本会に顧問、相談役を置くことが出来る。

2 顧問、相談役は役員会で推薦し、会長これを委嘱する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠により、就任した役員は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了であっても、後任者が就任するまでは、なお、その職を行なうものとする。

(代議員)

第9条 本会に代議員を置く。

2 代議員は、各町内から互選により選出し、会長これを委嘱する。人員等は、別に定める。

3 第8条の規定は、代議員に準用し、第4条の役員も兼任することができる。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会は次の会議を行う。

1 総会は役員（代議員）をもって構成し毎年6月中に行い、年1回以上開催する。

2 臨時総会は、随時必要ある時開催する。

3 総会は、会長が召集し、その議長は、出席会員の互選により選出する。

4 役員会又は三役会は総会の議決事項を執行し、その他の重要事項を審議し、必要に応じ開催する。

5 役員会は、会長が召集し、その議長となる。

(総会の権能)

第11条 総会は、次の事項を議決する。

1 会則の改廃に関する事。

2 予算、決算、事業計画に関する事。

3 財産の管理及び処分に関する事。

4 その他、本会の運営に関し、特に重要と認められる事項。

5 会議の議事は、出席者（委任を含む）の過半数をもって決する。

第4章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、市補助金、賛助金、その他の助成金をもってあてる。但し会費の徴収について、その金額及び方法は総会に於いて定める。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第5章 雑則

第14条 本会に、女性部を置く。

付 則

この会則は、平成 5年4月1日から施行する。

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

## 函館市連合遺族会役員名簿

(令和2年4月1日現在)

| 役職名  | 氏 名     |
|------|---------|
| 顧 問  | 前 田 一 男 |
| 顧 問  | 川 尻 秀 之 |
| 顧 問  | 佐々木 俊 雄 |
| 会 長  | 浜 野 幸 子 |
| 副会長  | 今 野 政 孝 |
| 副会長  | 金 木 悦   |
| 副会長  | 能 戸 守   |
| 事務局長 | 菅 原 寿 雄 |
| 監 事  | 石 田 玲 子 |
| 監 事  | 森 玲 子   |